

大雨から守ろう大切な町

「流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する」

5月29日(金)から6月4日(木)は総合治水推進週間です

大口町は全域が

特定都市河川流域に指定されています



愛知県での特定都市河川浸水被害対策法に関する取り組みのシンボルマーク

このシンボルマークは、雨のしずくを受け、水を貯め、緑をはぐくむことをイメージしたものです。

●進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯め、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きがあります。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。

このため、山林や田畑を適正に保全していくことや雨水を貯めたり地下にしみ込ませたりする雨水貯留浸透

透施設の設置が、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。

●浸水被害を防ぐ総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡張、川底を掘るなどの河川の改修を行っています。ただ、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そこで、流域内に雨を貯め、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。

●「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく取組

新川流域では、「総合治水対策」を進めてきましたが、平成12年に東海豪雨による甚大な被害を受け、さらに強力に推し進めることが必要となりました。

そこで、平成18年に新川流域を特

定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取組をおこなっています。

①雨水浸透阻害行為の許可等

田畑など締め固められていない土地でおこなう500㎡以上の開発（雨水浸透阻害行為）土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

②流域水害対策計画の策定

県と市町、河川と下水道が共同して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。

③保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備していたいた既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図っています。

④都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

●ビジュアルボードフェア

総合治水を皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示をおこないます。ぜひご覧ください。

場所 ほぼえみプラザ1階 フロア
期間 5月29日(金)から6月4日(木)まで
●皆やんごころもんじゅ

風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。



※36万世帯の風呂水の容量で雨水貯留浸透施設を設置すると約7万㎡相当となります。

田や畑には雨水をためて浸水被害を抑える働きがあるので積極的に保全していきましょう。



新たに下水道に接続する時には、家庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用しましょう。



※1つの浄化槽で約1000リットルの雨水を貯めることができ、新川流域で今後10年間下水道へ接続する家庭で浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用すると、約5万㎡の雨水を貯留することができます。

●総合治水ホームページ

総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。

問合せ先 建設課 ☎95-1626